

自然公園法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 参照条文

自然公園法の一部を改正する法律（令和三年五月六日法律第二十九号）（抄）

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。